

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	拘禁等された者に係る保険料減免の再申請	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例施行規則第14条の3第2項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当するに至ったことにより保険料の減免を受ける者が、年度を超えて保険料の減免を受けようとするときは、新年度に改めて申請を行わなければならない。	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	